

## 中小企業 SDGs 経営推進事業ハンズオン支援における

### 「都内中小企業」の定義

<b>本支援における 「都内中小企業」の定義</b>	① 都内に本店登記または支店登記している事業所がある ② 中小企業基本法に規定する中小企業者に該当する ③ みなし大企業ではない
--------------------------------	--

<b>中小企業基本法に規定する中小企業者の定義</b> 以下のいずれかに該当する必要があります	
① 製造業等(②~④以外全て)	資本金3億円以下 または 従業員300人以下 ※ゴム製品製造業(一部除く)は、資本金 3 億円以下または従業員 900 人以下
② 卸売業	資本金1億円以下 または 従業員100人以下
③ サービス業	資本金5千万円以下 または 従業員100人以下 ※旅館業:資本金 5 千万円以下または従業員 200 人以下 ※ソフトウェア業・情報処理サービス業:資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下
④ 小売業	資本金5千万円以下 または 従業員50人以下

<b>みなし大企業の定義</b> 以下のいずれかに該当する場合は、みなし大企業となり、支援対象外となります	
①	大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している
②	大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している
③	役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している
④	その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる